		(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)
外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及びコンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	外装仕上げ材等 タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）のモルタル等の化及び損傷の状況
		必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	開口部、斜壁部、水平打継部等の手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、異常があつた場合には、落下による危害を加えるおそれがあるお者等は、施工後十年以内に超えて歩行者等に落下部分を全面的に打診等により確認するとともに、施工後三年以上経過した後、修繕をより加え歩行者等の安全を確保するために改修等が行われるまでの間、歩行上危険なひび割れ、欠損等がないこと。
		木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

		(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(一)	(二)
三屋上及び屋根								屋上面	屋上回り（屋上面を除く。）
					窓サッシ等	外壁に緊結された広告板、空調室外機等			
		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	サッシ等の劣化及び損傷の状況	機器本体の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況	屋上面の劣化及び損傷の状況	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況
	等を実施していない場合にあつては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれがあるお部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する外壁改修等が行われるまでの間、歩行上危険なひび割れ、欠損等がないこと。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。
	ひび割れ、欠損等があること。	パネル面又は取合い部が著しいさび等により変形していること。	さび汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。	機器本体に著しいさび又は腐食があること。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。	